



秘

富山県道党保正
部に於て幹事選挙
并議員又出上り
議定セントス

局長

富山県道党保正

富山県道党保正

114
A 953

改選大回函

改正大回函 俱楽部選挙概況等

一 昨下富山市支部改選党員本部に於て去る五日
午後五時より部員集會幹事選挙券の理費
支拂上り及党員運動上ノ件ニ付深謝セントス
豫メ部員へ通知スルニ當リ支部員之少額ニ付
去る十日再々選挙券の發行シテ定ニ件ニ付
令多分後スルニトシ今午時去退故ニ而受当り
席トシ重々之者ハ尤ノ如シ

富山日報社 西村ハ郎
池田 景
富山市 小川忠辰
金沢市 村川光臣
金沢市 村川光臣
外ニ五分

第三十三号

大正十一年四月

1915

射水郡大同俱示
部定期議案
決議

一全帰有郡改定。本月四日より土生道寧より先
起り去る。此改定案を設せんとし、計五ヶ所
ルニ寄附の承士、皆支らん。本年ハ冬より設せんと欲
し、當計正申より、畢竟頃日、全勢河にト多大同
結、声ノ向にシテ多々、檣塔、土に以、想、粟、地、杖、多
レ瓦、漁、し、堂、坊、カ、ノ、張、レ、ト、ス、テ、目、的、ナ、リ、シ、
一全射水郡大同俱示。此改定案、本年ハ冬より設せんと欲
し、當計正申より、畢竟頃日、全勢河にト多大同
結、声ノ向にシテ多々、檣塔、土に以、想、粟、地、杖、多
レ瓦、漁、し、堂、坊、カ、ノ、張、レ、ト、ス、テ、目、的、ナ、リ、シ、
第一 条約改定中止。連白書ハ本月十日迄、
油巻し、此、古、京、委、員、シ、及、足、レ、シ、セ、ル、
第二 射水、浜、田、而、申、ノ、連、白、書、ハ、之、シ、一、集、申、ト、シ、
別、レ、所、は、郡、リ、ハ、古、京、委、員、シ、及、足、レ、シ、セ、ル、
射水郡、古、京、委、員、シ、及、足、レ、シ、セ、ル、
ハ、之、シ、一、集、申、ト、シ、

第三 至急之。此、集、申、シ、テ、就、ハ、若、有、其、考、ハ、自、力、
奔走し、此、ノ、人、氏、シ、テ、連、白、論、議、修、法、ナ、ル、以、
印、三、平、ノ、所、其、ノ、ル、カ、又、見、地、方、ハ、島、有、た、右、ト、シ、
シ、海、は、右、島、地、方、ハ、本、阿、三、右、上、ノ、道、(一)ノ、決、
キ、リ、
第四 射水郡、檣、田、村、迄、及、山、杉、町、辺、ハ、公、力、印、
三、平、ハ、之、ハ、油、連、シ、大、同、俱、示、カ、リ、送、リ、申、ル、人、名、大、凡、
五百名、余、リ、ナ、リ、カ、カ、極、一、層、長、民、若、ノ、印、三、平、
ト、ル、集、メ、ル、リ、ハ、又、シ、ラ、リ、
以上、一、漢、海、大、要、ニ、シ、テ、市、日、士、等、若、少、キ、其、ハ、人、
名、名、ノ、以、シ、

一、本、作、 南、後、一、年、 今、以、先、 大、以、大、助、
井、田、英、田、了、右、是、謂、カ、了、 本、部、三、年、之、
池、崎、常、カ、了、

石田三右衛門 池澤近 藤林葛 大地知徳

金成拜四 林貞治 島省左衛門 室右衛門

亦本目三右衛門 橋本三右衛門 丸三右衛門 松平中尉五郎

ノ有馬三右衛門 石改法大徳 沢本三右衛門 沢本三右衛門

大徳三右衛門 石改法大徳 沢本三右衛門 沢本三右衛門

赤松三右衛門 石改法大徳 沢本三右衛門 沢本三右衛門

一此寺公御後より一戦に付去る者乃井九平一計也

新横田村堀二作方、新法村三右衛門、新法村三右衛門

新法村三右衛門、新法村三右衛門、新法村三右衛門

社長、白石一名ト名付之、上野川人、上野川人

クヤクトノ決判、村三右衛門、別社長、上野川人、上野川人

石川縣ノ改進黨
赤松改進黨
白書九通回送
セリ

長ク村水取人トシテ勤ノ事トシ他ノ事メノ以テセシム

堀二作ノ各均江ノ村トシテ上野川ノ村トシテ上野川ノ村

一此ノ言ハ新出ノ所ハ其ノ部ニ於テ改進黨

負ノ事ハ其ノ部ニ於テ改進黨

其ノ部ニ於テ改進黨

其ノ部ニ於テ改進黨

其ノ部ニ於テ改進黨

其ノ部ニ於テ改進黨

其ノ部ニ於テ改進黨

其ノ部ニ於テ改進黨

其ノ部ニ於テ改進黨

石川縣ノ改進黨

もの全無に決つて成る者九回 回付は付本條に
りては概連向ふべくしては概連ヲナセシむ 田村世男は
下大向流より全無故中止 連日雨降すに付
故中止しうは方知るに利登らざるに強行し付
見合はれしと云ふ大馬村若馬は是れ概連の
之を海流二流におし 刻日御座るとも 本月十日
に 報知秋安社及加藤政に也 (大隈伯の御座りたるは
此の如き長野縣の世業にして其の如し)
島田若之田村世男二人長中に出張は成る
而存しは宜しと雖も其の如き中知して是の上は連日
ふん力又ふんふるに故に海流二流は是れ (報知秋安社及加藤政に也)
一 条約改正中止 連日雨降すに付 肥
田村若馬は是れ中知しては是れ 田村若馬は是れ

条約改正一行
大隈伯が改進
党員は頻りに
云うる者あり

押印謝絶し河東社宛 (報知秋安社) 一に押印
而中田村世男は河東社宛より自覚を志すに
人自的に事なきは条約改正の決意を連日書
油印しては何事も大向流の如き人ノ意ハア
相変るなきに故に是れ也 如きもは海流二流
一 条約改正の件は連日大隈伯より改正の
中、頻りに云ふるに是れ也 田村若馬は是れ
之を海流二流におし 刻日御座るとも 本月十日
に 報知秋安社及加藤政に也 (大隈伯の御座りたるは
此の如き長野縣の世業にして其の如し)

長清浦全書
富山縣 長清浦全書
印 録 未 定 印

記事一則

完

大正十一年四月
隈侯爵郵寄贈

安政元年(十八百廿四年)三月三日德川幕府初ニテ米利堅合衆國ト
 和親條約ヲ結ビシヨリ英露蘭葡独端下白伊丁西及瑞
 典十二國ハ皆遂次ニ修好通商條約ヲ訂結シ同幕府ヨリ
 之ヲ明治政府ニ引継ク事トナリシヨリ合衆國條約ノ第九條
 ニテヨリ凡ソ百七十ヶ月ノ後(中略)双方委任ノ役人實見ノ上
 談判ヲ終シ補正或ハ改ム事ヲ得ベシトノ文面アリシヲ以テ十八百
 七十二年明治五年七月四日右條約ノ期限トナリ此期限ニ於テ
 政府名ニ更ニ改正ノ意見ヲ立テ不平等不利益ノ虞カニ付
 談判ヲ開カント欲セバ先方ニ於テ之ヲ拒ル事能ハザル者ナリ
 又右條約ノ第九條ニ日本政府外國人ノ當亞米利加人ノ差許
 ス候條目許シ候節並米利加人モ同様差許可申右
 ニ付談判猶豫不致候事トノ明文アリテ此一條項ハ他外

國條約中ニモ必ス加ハルヘキモノナリシヨリ所謂最惠國條約
 題トナリテ為シ是ヨリ当路者ノ大困難ヲ醸シ多年朝野ノ
 一議論トナルニ至リシナリ然レドモ明治政府ハ右期限ニ於テ先
 ツ改正談判ノ端緒ヲ開クベキ者ナリシニ王政維新百事草
 創ニ屬シタルヲ以テ先ツ各國ノ事情ヲ視察シ兼テ日
 ヲ修ソントノ目的ニテ明治四年十一月岩倉右大臣木戸長
 議大夫保大藏卿伊藤工部大輔山口外務大輔ヲ以テ特命
 全權大使トシテ訂盟諸國ニ派遣セラレタリ當時米國
 ニ贈リタル國書ノ要旨ヲ察シテモ我カ國ノ文物制度大
 ニ外國ニ異ナルヲ以テ直クニ改正ニ着手スル事ヲ望ムス改
 風俗改良ヲ待テテ文明諸邦ト相駢馳セントスル期
 云フニアリシガ如シ故ニ右全權大使ノ一行ハ巡回十七月
 ニ至リテ歸國アリシモ改正談判ノ上ニ於テハ成績ノ記

スベキモノ無シ

當時政府ハ汲々トシテ制度法律ノ創設ニ取掛リ内國ニ
 向テハ種々新法令新規則ヲ施行セシト虽モ所謂治外法
 權ノ間ニ立ケタル外國人ニ對シテハ其モ之ヲ實施スルコト能ハ
 名ヤリテ實ナキノ姿ナリシカバ右新設ノ法律ニシテ内外人
 ニ同セル場合ニ於テ實ニ云フベカラザルノ大困難ヲ生ジ是ニ於
 テカ所謂裁判問題カウチント云フモノヲ起シタリ即チ日本法律ノ制裁
 ハ其モ外人ニ對シテ其効力ナク外人ニシテ日本ノ法律ヲ犯ス
 スノアルモ全クナク當ノ罰ヲ被ル事ナク日本法律ノ威令ハ全
 ク外人ニ及バサルノ困難ヲ生ジタリ今右ニ関スル教例ヲ見ケ
 テ法律無制裁ノ始末ヲ示サニ我政府ハ明治三年五月
 港灣規則ヲ設ケテ船舶ノ出入ヲ規制セント欲シタルモ知
 人ノメニテ之ヲ司リテハ外人ノ間ニ或ハ異議アラシキ事ヲ慮

り我邦ト通商ノ關係最モ繁ク貿易ノ交渉最モ多
 キ美人ヲ以テ港長ニ充テバ港則 或ハ滑ニ行ハルベキヲ
 慮リ現ニ神乃港、如キハ吳人ヲ以テ之ニ充テタリ然ルニ船
 舶ノ出入ハ改米諸國ト同一現律ヲ守ラシムル事能ハズ出
 入スベカラザル時開ニ出入スルモアリ 碇泊スベカラザル場一所ニ
 碇泊スルモ、モアリ其ノ甚シキハ石炭ノ燒穀ヲ海中ニ投スル
 モノアリ船足ヲ水底ニ棄ツルモアリテ我國無比ノ良港ト
 稱ハタル長崎港、如キモ今ハ海底水浅クシテ大船巨船
 ノ出入ニ多ク不便ヲ感スルニ至レリ又檢疫條例ヲ奉キケ
 ラシテ証セシニ曩ニコレヲ病支那印度ニ其曩威ヲ
 逞クシ其餘大延キテ我邦ニ及フニ當リ我政府ハ同條
 例ヲ設ケ軍艦高船ノ出入ヲ検査スルハ中独逸軍艦アス
 ペリアア号ハ明治十二年七月十日昔横濱港ニ於テ此條例

ヲ犯シタルガ為ノ將ニ彼此ノ間ニ一場、訟訟ヲ生ゼントシタル事
 アリ又銃獵規則ヲ奉キケテ之ヲ例セシニ鳥獸魚鱉其種類
 ニ依リテハ之レガ繁殖ヲ謀ラシガ為ノ時期ヲ定メテ其漁獵ヲ
 禁スルベキモノアリ此海ニ産スル夫ノ鱒虎ノ如キハ其一二居ル
 ヲ以テ一定ノ時期ノ外之レヨリ鱒獵ヲ許サハルニ改米ノ鱒虎
 船ハ其ノ禁ヲ犯シテ春夏秋冬、別ナク之レガ獵獲ヲ試
 シテ明治二十年五月英國ノ鱒虎船鱒虎皮ヲ積載
 シテ函館ニ入港シタルヨリ之ヲ同港英國領事廳ニ
 訴テ其處分ヲ求メタルニ遂ニ其目的ヲ果サリシ又独
 逸皇孫「ハインリッ」殿下明治十三年二月七日大政府
 下島下郡吹田村ニ於テ我銃獵規則ヲ犯シタル事ハ
 查入ノ記憶シテ七心レザル所ナリ」警告察制度ヲ列キテ
 之ヲ証センニ賭博、如キ賣淫、如キ違警罪ニ処スベキ

ヨモ横濱、神戸、長崎等ニ一種、飲食店アリ外人
 名義ヲ以テ居留地内ニ於テ之ヲ営ムヲ以テ日本警察
 官之ニ手入ルニ事能ハズ殊天辰神在ニ在リ居留地ノ警察官ハ
 外人ノ掌中ニ在リ現ニ警察制度ニ昔クテ道路ニ横ル目
 撃手ニ我警察官ニ之ヲ手ニ触ルニ事能ハズ留ミ長崎居留地
 於テ清國水師提督丁汝昌ハが卒ニ來リテ清國軍艦ノ水主ト
 日本巡査ト明ニ紛云シ生ハレテ同港居留地ノ改米人ヨリ若情
 ヲ唱ヘ其極遠ニ我巡査ヲシテ帶列シ廢セシムニ事ナリ之
 レカ者ナリ又酒造税則ヲ奉テ之ノ例ニシテ明治六年月
 東ニ東ニテハ築地ノ居留地ノ改米人ガラウダニテ治外法權ヲ
 賃トシテ全所ニ於テ日本酒造造シトシ同年新瀉ニ清人
 陳善文日本酒造造シテ一時世評ヲ招クヘテ右犯則者
 ノハ外人ノ明ニ許ラザル身致セラレガレテ他ノ清人ナリテ故

我政府ヨリ英清兩國ニシテ其効アリ無事終局ニ事ナリ
 ト策ニ若シ言田アリ執ルニ改米人ニシテ居留地内ニ於テ日本酒造造
 試ムルヲ方其影響ハ當ニテラウクニ等比ニテ又新聞
 例ニ付テ之ク例証ヲ示シテ明治五年頃英人ガラウク日新
 真事法ナル田字新聞ニ東京ニ於テ發行スルヤ我政府同國公
 使ハークスハ掛合ニ僅ニ之ツ廢利セシムルヲアリシリ又所令同
 見ハ改ノトモ鳥ハニ雜誌シ佛人ビガールハ横濱ニ於テ發行シ之
 田字ヲ交ニヤ我政府ハ全國公使ハキウエハ掛合ニ僅ニ其國
 字大ニテ剛強セシムルヲ得ク其池米田經育ハニハニハニハニハ
 係ルニキナシヨリノ版權ニ改ニシテハハニハニハニハニハニハ
 存スル所ナリ又明治十四年八月十日ヨリ以テ布告アリ右油
 取締規則ニ付キ其例証ヲ示シ我政府ハ元尤院ニ於テ再ニ
 ノ議シ重法律トシテ之ヲ發布シ其中心ニ於テ華民百千度以下

ノ熱度ニシテ火セル石油之レク輸入販賣ヲ杜セシムルニ同國以米
我國ノ最モ好意ヲ表スル米國公使ハシテ以テ之ニ故障ヲ入ルハ
ト以テ又之レシ妨害ヲ与ケル為メニ折角發布スル法律ニ其
無効ト帰シ去レリ

以上數例ノ事宜ニ屢々朝野ノ向見上ク右ニ畢竟治外法權ニ
シテ外人ノ占ム不法不義ノ利益ヲ以テ之レシムル由ルニ早ク
現行條約ノ改正シテ被稅手等ノ地位ニ立ツルハ合同一般與
ナリシモ時機未ダ熟セスレテ空シク教示ヲ僅ニシテ尤シハ
年(千八百九十一年)寺島案則以テ外務卿トナリ同八年ニ至
テ初ラ改訂
上ノ新案ニシテタリシモ右ニ唯々稅權一事ニ止ラテ法權ニ及サ
先ク輸入規則ニ就テ改訂試シトテ之ヲ右國政府ニ渡リシモ英
外務大臣(ハッセル)ニ痛ク之ニ反對スルニ以テ事就ラズ是
第(四)次談判トス「依ラ更ニ談判ノ向クハアテ下セシ折衝同十年ニ至リ

西南大亂アリ同國家多事ニシテ一時外交改務ノ改良ニ暇
ナシ(千八百七十九年)英公使ハ「改訂上」ニ同意見ヲ呈
若シ改正談判ヲ成就セト欲スル各同ノ共同シテ「一」ニ
就キテ謀ル如ク「二」ニ議シテ主張スルハ「三」ニ採用トナ
ハ「四」ニ事(愈々法稅兩權)ニ於テ改正案ヲ提出セウ然レ
外人ノ求ムルニ今ノ同國ニ在リテ我々望ムルハ治外法權ノ撤去
性質上裁判官ノ人物ト就テ「常」外人ノ異議アリシテ以テ
成就スル唯々領事裁判ヲ撤去スル一事ハ日本法律ノ改正場
リテ愈々右裁判ヲ不必要トスル場合ニ至リテ更ニ申出ルル
云々空漠無期限ニ議シテ其局ヲ結ハ事トナリ我政府是
年刑法治罪法ヲ制定頒布セシモ亦右ノ議ニ關係スル置カ
是レ「第五」面談判トス「右」ニ談判會議ニ英公使最モ異議
主張シ又各國公使ハ皆愈々共同會議ノ事ヲ望ミ且テ以テ是

先キ外務卿任セシムル井上馨者白の明治廿五年(壬寅)年(八)条の
改正ノ下開各條ヲ外務省ノ関キ必要適宜ノ改正ヲ加ヘルニ基本ヲ
内議ヲ遂シテ企テタリ比合ニ本邦ヨリ井上外務卿由外務省輔
西名委員副委員ヨリ西洛、英、白、仏、澳、蘭、西、米、葡、
伊、十ノ國ノ委員ト會議シテ其ノ委員ヨリ提出セシ改正案、
大津ニ最後ニ取決シタル最モ新ニシテ借款精意ナレドモ我ヨリ彼
洪唱利金均(此等約ハ最モ新ニシテ借款精意ナレドモ我ヨリ彼
ニ譲リタル其大サナラズシテ最モ不利ナルモノニ之ヲ當時ノ雛形用
ヒタルハ殊ニ遺憾ナリ)ニ基本キタルモノナルガ當時我委員ハ開國見込
ヲ立テ初メ内地雜居ノ事ヲモ中出テ其法權ニ關スル要件ニ就テ
チハ尤、改正案ヲ提出シタリ
日本ノ内地ハ自今開キテ諸外國人ニ雜居ヲ許スベシ
一外國人關係ノ民刑訟訴外國人ト日本人トヲ以テ組織シ

タル五令裁判所ニ於テ裁判スベシ
二特ニ外國人被告ノ地位ニ立ツル爲メニ於テハ外國人ノ多数ヲ以テ
組織セシ裁判庭ニ於テ裁判スベシ
三外國人ノ關係セハ訴訟ハ外國人ノ望ミヨリテハ始審裁判所
ヲ種々直チニ控訴院ニ訴フルコトヲ得ベシ
四外國人土地ヲ所有スルトキハ地方政治ニ參与シ日本人同様議
員選舉權ノ權ヲ有スベシ
五外國人ハ被告ノ地位ニ立テ裁判所ヨリ召喚ヲ受クルモ裁判所
ニ出頭セズ目國領事ノ仲裁ヲ仰クコトヲ得
六日本政府ハ諸裁判所ニ對テ通弁ヲ置クノ責ヲ負フベシ
七外國人ニ通弁又ハ弁當人ヲ置ク爲メ特別ノ保證ヲ爲ス
ベシ
八外國人監獄ニ入ルル場合ニ於テハ特別ノ取扱ヲ爲スベシ

九種罪違警罪ニ限リ遊歩規則外ニ於テハ日本、裁判庭也
 裁判スルコトヲ得(コノ日本裁判庭上ハ多数外國人ヲ以テ
 組織セル裁判庭ニ射ス、語ニシテ解釋ノ日本裁判官ヲ去
 フニアラス内外人混雜ノ裁判庭ヲ指セシナリ) 神戸、横濱、西
 地、治安裁判所及ヒ始審裁判所、判事ニハ外國人ヲ採
 用スベキ事控訴院ニ十三人、外國人ヲ採用スベキ事大
 審院ニ四名乃至五名、外國裁判官ヲ置クコト等ナリ
 改正案中海關稅、改正ニ及ブノ條、一モ之ナキ、シナラズ
 裁判權ニ於テハ僅ニ遊歩規則外(居留地ヨリ十里外)ニ於テ為シ
 タル輕罪違警罪ヲ日本ノ法更ニ於テ處分シ得ルニ止マリ、其地
 ハ治安始審、兩裁判所、控訴院、大審院、兩院トモ多数外
 國人ヲ以テ其法庭ヲ組織シ内外人、訴訟ヲ裁判スルモノトシ、
 現行條約ヲ其限ニ存シ置キ、治外法權ヲ彼レノ許スト散テ異

ナル所ナキ、シナラズ輕罪違警罪裁判權ヲ居留地以外、遊
 歩規則即チ十里以外ニ廣ムル如キ内地ヲ開ラキテ雜居ヲ外人ニ
 許スガ如キ却リテ彼レニ讓テスル所多クシテ我ニ利益スル如キ我國
 ニ取リテハ極メテ不利、改正案タルニ均シラズ本案ニ同意セル僅ニ
 米、佛、西國、全權委員、シニシテ其他ハ之ニ同意セズ、就中英、仏
 ニ國ノ全權委員ハ未ダ日本政府ガ如何ナル法律ヲ内地ニ施スベ
 キガ如何ナル裁判官ヲ用ユルガ之ヲ兼リタシト、議論アリテ連モ
 共同一致ノ結果ヲ收ムベクモアラズ、且米國公使ハ改正案ニ同意
 セシ上ニテ條約ノ未文ニ以上ノ條款ハ各國一致ノ承諾ヲ得タル上
 ニテ之ヲ實行スルトハ一條ヲ置キタル事アリシヨリ、終ニ其限トアリ
 テ會議ヲ了リタリ、是ヲ第三回ノ談判トス
 斯、如ク裁回ノ談判モ皆其要領ヲ得ズシテ我ヨリ提出セシ見
 案ハ常ニ成立サル事トナリシヨリ、先フ改正案ヲ英國公使ニ提出

し其同意ヲ得タル旨公使ノ手ヨリ更ニ他ノ各國公使ニ面付
謀議スルノ旨トナリ是ニ於テカ明治十七年(千八百八十四年)ニ至
リテ別ニ一改正案ヲ提出スル事トナリ其条目中法權ニ関
スル重ナル件々ハ如シ

一外國人ニ係ル事件ニシテ日本裁判官ノ審理スベキモノハ
十日以内禁錮三十日以下ノ罰金ニ該タル刑事被告爲合
ニ限ル事

一外國人ニ係ル事件ニシテ日本裁判官ノ審理スベキモノハ五
日以下ノ民事訴訟ニ限ル事

且シ居留地内ニ此限りニアラス

右ノ趣意ヲ以テ明治十九年(千八百八十六年)五月一日ヲ以テ外務省
ニ會議ヲ開キ去ル十五年ノ下調會議ヲ完結スベキ目的ヲ
以テ各國ノ全權委員ヲ招集シ并上外務大臣青木次官外

各國委員ニテ仏、英、伊、白、米、独、蘭、西、葡、露、瑞、布
以上十三ヶ國ノ公使參事會議セシモ右西件ノ民
刑事ニ関セル限界ニシテ漠然トシテ實際上ノ手續ヲ知リ難
キカ爲メ議論紛々トシテ決セズ檢事ノ見込ニ由テ右ノ限界ヲ
判定スベキカ將テ別ニ有限裁判所ニテモ設クベキカトノ問題ア
リテ到底決議ヲ下スヘカラズ然ルニ英公使アラニケット独公使
ホレーベニノ西委員ヨリ一改正案ヲ提出シ議事ヲ開クニ
及ベリ此會議ノ議案要領ハ如シ

一条约ノ明文ニ從ヒ三十五人乃至四十人ノ外國判事及日本人
外國檢事ヲ任用シ全國諸裁判所即チ地方裁判所控訴
院大審院等ニ配置スベシ

二其原被執シタルヲ問テ局モ外國人ニ關スル訴訟ハ民事刑事
事トモ一切外國人ノ多数ヲ以テ組織シテ法廷ニテ裁判

スル事

三日本ヲ法律ヲ改メルトキハ八月前ニ必ズ条約國政府ニ通知スベシト明文アリ

四日本政府ニ於テ編纂スヘキ諸法律ハ總テ西洋主義ニ則シテト明文アリタレバ日本政府ノ編纂セル法律

ニシテ泰西主義ニ適セズト思惟スルトキハ外國政府ニシテ向テ異議ヲ擧ゲル権理アルガ如ク見ヘタリ

五第一項ノ外國人ヲ任用又ハ罷免シ若シクハ其外人ニ何ラノ職務ヲ執ラシムベキハ一切外國政府ノ承諾ヲ得タル上ナラデハ日本政府ハ之ヲ行フコトヲ得ズ万一其任期

間ニ罷免セント欲スルハ外國人ヲ以テ組織セル懲戒裁判所ニ訴ヘ其判決ヲ得ルヲ要ス

六外國人重罪ヲ犯シ死刑ノ宣告ヲ受ケタル時ハ日本

ニシテ之ヲ處刑セズ裁判官ニ渡シテ其本國ニ引渡スベキ事ナリ

七外國人ハ監獄即ハ特別ノ取扱ヲ為スヘキ約ナリテ更ニ監獄則チ下リ之ヲ締盟各國ニ通知スベキコトナリ

八土地所有ノ外國人ハ日本人ノ様地ヲ讓買シ選舉權ヲ有スル事

九通商条約年限ハ十二年法條約年限ハ十三年ニシテ其期限盡ル前ハ六月ニ外國政府ニ通牒シ更ニ条約改正ノ談判ヲ開クベキ事ナリキ

十条約締結後五ヶ年間に及ビ同港島トモ遊歩規程内(即チ居留地以外十里四方)ハ領事裁判(即チ治外法

權)ヲ継續シ日本ノ法律ニ從ハガハ事

右議案ニ射シテ仏伊西國公使ノ異議アリシノシナラズ

其全文ノ宣布ニ関シテ先ツ之ヲ英、仏、独、三語ニ翻譯シテ
 各國ニ回示シ其承認ヲ要スルノ儀アリテ御座教師ボアリ
 ナード氏及谷千城氏等ノ意見見書ヲ非難シテ議論
 早クモ民間ニ流布シ為シ大ニ輿論ヲ喚起セシヨリ同年
 七月十八日ニ至リテ俄ニ議事ヲ中止シ前後ニ七回ノ會
 議ヲ重收タルノ後幾ニド浩コヲ先ニトスルニ至リテ終ニ無期
 限ノ延期トナリタリ是ヲ第四回ノ談判トス
 明治二十年八月十七日外務大臣ハ宮中顧問官
 ニ轉任シ伊藤總理大臣兼臨時外務大臣トナリシヨリ未ダ
 幾ナラズシラ翌二十一年二月一日伊藤總理大臣ハ免セラシラ大隈伯
 外務大臣ニ任セラシタリ同伯ハ條約改正ニ関シテ別ニ一種ノ
 政界ヲ執リ法權稅權ノ問題ニ於テモ頗ブル前任者ニ違
 ヤル意見見アハモノ、如クナリシカ先ツ第一着トシテ各國共

備考

新條約ニ歸レノ外
 人ナリト云フ
 現行
 諸外法權即チ現行
 條約ノ不利ナル事ヲ
 一
 第一
 現在、条約ハ日本、
 憲法ハ五章十款中
 七条、司法權ハ天皇
 ノ權ニヨリテ裁判所
 又リ行ハ、條約ヲ
 効ニ歸セシメ事

<p>同會議ヲ改正シテ國別ニ談判ヲ同ク事ナラシム最惠國 無條件ノ要求ヲ拒絶シテ權利義務履行ノ論ヲ國執シ事 五回トシテ是出セル改正案ノ要領ハ此ノ條項如シ今マセラ</p>	<p>明治十九年、改正案未 明治十九年、改正案未</p>
<p>前案ト對照比較セシガタメ之ヲ上下兩段ニ掲載ス</p>	<p>明治十九年、改正案未</p>
<p>○外國人被告トナリタル訴訟事件</p>	<p>○外國人ニ關スル訴訟事件ヲ審理 スルタメ日本政府外國裁判事ニテ 各乃皇御イホト權事ハ各々置 事</p>
<p>右條項ハ之ヲ案の中ニ記セズ</p>	<p>右條項ハ之ヲ條約中ニ記シ契約上</p>
<p>外交公文文中ニ載セ置ク事(外 國人御法律ヨリ其實施ヲ責ム</p>	<p>日若クモ改テス(日本又テ實行セ ガレバ外國人御法律上ヨリ 之ヲ責ムナラハ、其效力アリ)</p>
<p>ハノ權利ナシ)</p>	<p>カレバ外國人御法律上ヨリ 之ヲ責ムナラハ、其效力アリ)</p>

憲法第三十條
日本臣民は法律
ニ定むる権利義務ヲ
享スルモノナリ
又ハ法律ニ依リテ
責任ヲ負フモノナリ

日本帝國は
行方規則ヲ定ス
ルニ當リテ
外國ノ法律
ヲ仰カサルハ
通ルニ由ラ
ザルニ由リ

外國ノ國境ヲ
通過スルモノ
ハ其ノ國境
ノ法律ニ依リ
テ權利義務ヲ
享スルモノナリ
又ハ其ノ國境
ノ法律ニ依リ
テ責任ヲ負フ
モノナリ

○法廷ノ用語ハ日本語トス其他一切日本政府ノ隨意タル事

○法廷ノ用語ハ日本語及語ニ種トス但シ証據書類ハ何レノ國語ニ係ルモ其供出ヲ提出スルコトヲ得通訳者翻譯ハ日本政府ノ費用ヲ次テモヲ辨スル事

○外國人被告ニ對シテ被告トナリタル場合ニ限リ外國人ノ多數ヲ以テ組織シタル大審院ニ訴フル得ル事

○外國人ニ係ル訴訟ハ民事刑事ノ原被告同シ一切外國人ノ多數ヲ組織セル法廷ニ對テ對列スル事

○刑除

○日本ニテ法律ヲ改正スルコトハ前ニ必ス米の國政府ニ通知スル事

○刑除

(此ノ通則ハ通則ニ止マラズテ常ニ外國人ノ不服ヲ唱フル權トナリ)
○日本政府ニテ確據充足スル法律ハ總テ西洋主義ニ則ル事
(且シ亦外國人ノ異議ヲ容レザル事トス)

○刑除

○大審院ハ外國法友ヲ任免シ若クハ之ニ何等ノ職分ヲ執ラシムベキカ一切外國政府ノ承認ヲ要スル其任期間ニ罷免セシト欲スルハ外國人ヲ以テ組織セル事或チ判所ニ訴ヘテ其判決ヲ要スル事

○剛除

○剛除

○剛除

○条約の期限ハ二十二年ニシテ十ヶ
年目ニ至リ向テ年ニ条約期

○外国人を罰シテ死刑ノ宜
キラ受ケル時ハ日本ニテ之ヲ処
刑セズオト宣旨ニシテ且ヤ
其本國政府ニテ之ヲ改メ事
○外国人ハ獄ノ中ニ特別ノ取扱
ヲ受スベキ物東ニテ以テ更ニ
監獄則テ作リ之ヲ締盟ニテ
國ニ運知スル事
○内國ニテ土地所有ノ外国人
ニ日本ノ人同様地方議會ノ
選挙権ヲ有スル事
○通商条約ノ期限ハ二十二年法
律條約ハ十七ヶ年ニシテ此ノ期限

約ノ其五ヶ月前ヲ報知シ更ニ各國
ニテ新条約ノ締約ヲ求ルニテハ
日本政府ハ獨立権ヲ以テ何事
ヲ受置スル事

(此文面ニ於テ期限前一年ニ通
知シ各國ニテ若シ新条約ヲ申
出ワシニ決スニバ右期限到着ノ
後新條約條約ヲ廢棄シ現行
條約ヲ繼續スルノ恐レナシ)

○開港場中領事ヲ除テ外地ノ
居留地内ニ限リ五ヶ年間領事
ヲ判テ選張スル事

盡スル前ハヶ月ニ外國政府(通
知シ更ニ條約改正ノ決断ヲ同
事
(此文面ニ於テ若シ外國人ニテ
改正ノ判ニ應ジカシバ現行条
約ヲ繼續スルニ至ルヤノ疑ナキ
ニテラズ)

○條約締結後五ヶ年間(各開
港場トモ)進歩現程内(即チ居
留地外十里四方)領事
ヲ判テ選張スル事

新日改正業、異同即チ本邦國權屈伸ノ口致如何ヲ
比較シ来ルハ右、如シ今ヲ別ニ法權及セ稅權ノ大體ニ
於テ新日ノ事態ヲ對照シ其孰スレカ我ニ利アリテ孰ツ
シ我ニ不利ナルヤヲ觀察スレテ且其要領ヲ大キクレバセ
ノ如シ

見行条約ニ於テハ訂盟ナハケ國中支那朝ヲ除キ十六國
ハ皆自來ノ裁判ノ制度ヲ行フテ我國ニ到事ト稱ス
ベキ置タルハ独リ英國アルノ此判事モ僅ニ姑審ニ
過キリルモノニシテ内國ニハ控訴上告受理スヘキ所ナク
控訴ハ上海ニ行カレルヲ日チズ上告ハ其本國ニ行カレルヲ
得ス也、諸國ニ至テハ如審庭ニ於ラスウ判事ト稱スヘ
キ裁判官ヲ道カズ、領事ニテ訴訟ヲ審理スレトモ
右領事申ニ法律ニ明達ヒラン人モ多クレバ實際の上

隨ッ不都合ノ虞ナキニ決ラズ殊ニ控訴上告ニ至ラハ訴フヘ
キ所ナキガ為ニレハ得テ海外ノ各國ニ行ケルヲ日チズ右次第
ナルカ故ニ目下日本人ト外國人トノ間ニ訴訟ヲ起シ外人被告
ノ地ニ立タタル時ニハ日本人不便ハ勿論其控訴上告ノ場合ニ
至ラハ海外ノ旅行ト經費ノ多額トニ因テ控訴上告ノ多クハ目
下訴權ヲ放棄スルモノアルニ至レリ

然レ一朝令度、控訴上告ノ時ニ至リ我大審院ニ在外國判事官各
シ置テ身トシハ是レ取リ直サスナク同控訴上告兩審廳我
邦ニ移シ来リタルト同様に控訴上告右各法官ハ个度十名同テ
代表セラルル如ク同審一各ノ在外國判事官我法廷ニ置カセ
テ本國ナルハレト出シ斯レ不利差ニ便利ナル領事裁判即
治外法權ヲ全廢スル替アリ、又人ニシテ同代表セシムル
ノ如キ是迄、始末ト自不事情ト對シ公平ニ論評スルモ

自下等日本輸去
品に對して其國々
ク他國より輸入ノ物
品に課税するに非
ズ其稅率を千五
百の稅率より高
シ千の稅率に減
スル事を以てす

決して同條下の中事にして其の中事にて任免ノ據りたるは法律官ノ
こと等事、以外人ノ許權ヲ伸べらば此事は亦決して推事より其
ナリ

一 現行各約に於て輸入稅率均稅率五以下なり故に十九年度
ノ輸入稅額ハ惣計百千五万円全年二十年度ハ二百十万円全
年一年度ハ三百七十万円全なり然れども今度ノ改正案に於て
ハ多クノ制限ありて是に從價稅従量稅より最高ハ
一割最價ハ五割あり故に其平均稅率ハ増加して一割一
分以上なり其稅額亦莫凡七百萬千円即ち二十年度
ハ比して四百万元以上ノ增加トスル也
稅率ノ改正にて右稅額ノ增加カシ生スルモノヲ去る昨六年十月
以前より銀貨ノ換見法ヲ實行セザリし二十月以前は於てハ
斷然之ノ実行し來り現行各約に凡テ輸入稅ヲ課スルことハ

稅措ハ今日之信
ヲ増加しテリ
其上
禁止稅隨志
賦課ノ措之
ノ事ニ有る事
トナリ居ル

若同輸港ノ在價に於りて徵收シタレバ十月以後ハ輸出港ノ在價
加フルに輸入港に到着スル迄ノ諸入費（運賃手数料保稅料
ホ凡テ在價ノ平均一割五分を以テ之ヲ輸入港ノ在
價トシテ）加フルことトシテ輸入税ノ額ハ其額ノ増
加輸港稅ニ至りて各同主隨志に之ヲ賦課シ又賦課セザれば
其ノ故に改正案中に一活に此事は係りて各同主隨志に
現行ノ澳方利洪鳴利米約定則第百八則に左ノ年月より他諸
同之同様稅額ニ減し來り或は其ノ其文に之ナリ
額數ハ日本港に於て澳方利洪鳴利より取立之事ナリ
但し此ノ定之謝入金運上所需更之其出スル
一 船ノ入港手数料ハ曼斯哥銀十五元
一 船ノ出港手数料ハ曼斯哥銀 七元
凡此規則に載るる荷物船積陸揚ノ免許に付テ謝銀

出之事情カハレ

健國此等ノ如キ他ノ品ノ付ラ星王斯哥銀一之申
 右ノ定則ニ依リ是ニ多金ノ噸稅ト稱ス其ノ無之噸船又
 其輕重ニ拘テ出入港毎ニ總計ナニ申シ、徵收シ来リテ
 以テ十九年中ノ入港船數ナニ百六十六隻ニ年ハ千四百一
 隻ニ十年ハ千五百分四隻ニシテ其噸額僅ニ三万四千
 然レ新改正案ハ噸稅ノ徵收ナシ事トシ入港ノ船積一噸
 六千五才ツノ割合トス年ハ百才ニ方噸余ナクシテ以
 テ其噸額總計ハ凡テ三三年毎四年ノ額其即チ十倍程
 ノ增加スヘシ尤モ軍艦ハ無稅飛脚船ハ割合ナク
 又甲港ニテ一度噸稅トシテ一港ニテ噸額減スルノ法
 ハ實際トシ、他ノ種々ノ事情モ入レシト雖モ目下ノ概算ハ
 先ツ凡テ右ノ如キ總額トシテト思ハレ、

法權稅權ニ關スル以上、新改正案ハ日本政府最後ノ要求
 として、諸君ノ之ヲ措キテ復タ一ノ意見ナク此上ノ歩ムニ
 レ、其ノ日本ノ意向ノ主權消長ニ于テ日本人民與海向
 省ニ係ルニテ断言ナク、昭治三年十月三日大隈外務大
 臣ヨリ、英米仏獨露澳河諸國ニ向テ一ノ新案ヲ提出スル
 こと及ヒテ、各國ニ一頁ニテ

帝國ノ主權ニ于テ國民ノ輿論ニ背キテ改テ案ハ断然
 として、虎柔セカレ、カカテ帝國領土ノ期近キ、及ヒテ
 此法ニテ、諸君ノ之ヲ措キテ復タ一ノ意見ナク此上ノ歩ムニ
 意ト不同意ニ思ハレ、
 十一年ヲ以テシテ、米公使ハ即時本國政府ニ報告セシ、米
 國大統領ハ二年時、河内ノ公使ニ指令シテ直ニ、全意ヲ表シ
 本年二月、至ク、洞印、滿、ハ、ト、タ、リ、之、シ、ヨ、リ、數、月、シ、テ、六

月十日復々批送國書ニ調印済トナリテ續々目下各角公
使ニ對スルハ決利ハイタク批取ラテ近日書送同条何ニ再調
印済トナリ本年中之他ノ諸國ニ同ノ改正条約ニ完結
スヘキ模様ナリト事ナリ



富山縣志卷之六